

第5章 青少年の福祉

第5章 青少年の福祉

第1節 児童及び母子保健福祉

1 児童・母子保健福祉の概要

近年の急速な少子化の進行は、子ども自身の自主性や社会性を損なうだけでなく、地域社会の活力の低下や若年労働力の減少など、本県の未来社会の発展に重大な影響を及ぼすことが懸念されている。

このような流れを変えるために平成15年7月に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成17年2月に「わくわくあおもり子育てプラン（青森県次世代育成支援行動計画）」を策定した。平成17年度から平成21年度までを前期計画期間とし、平成21年度に計画の見直しを行ったうえで平成22年度から平成26年度を計画期間とする後期計画を策定した。この計画に基づき、社会全体で次代を担う子どもが健やかに生まれ育つことを総合的に支援するための各種施策の推進を図っている。

平成17年4月から市町村が子育て支援事業の実施主体となり、児童家庭相談に応じることが市町村の業務として法律上明記された。住民に身近な市町村において、虐待の早期発見や未然防止に積極的に取り組み、子どもに関する相談に応じていくとともに、児童相談所は専門的な知識や技術を必要とする事例への対応や市町村に対する後方支援に重点化していくこととなった。また、要保護児童対策地域協議会を中心として、県・市町村が連携しながら、地域における児童家庭相談体制の充実充溢を図ることとなった。

児童相談所については、要保護児童対策、特に児童虐待の問題では、被虐待児童の早期発見・早期介入、児童の生命の安全確保、被虐待児童の心理治療や保護者への指導等に努めており、児童虐待防止法で国、県等の責務とされた被虐待児童の家族再統合に向けた取り組みも行っている。

また、仕事等の社会活動と子育て等の家庭生活との両立を容易にするとともに子育ての負担感を緩和し、安心して子育てができるような環境整備を総合的に推進するため、地域のニーズに応じた延長保育、一時預かり、地域子育て支援拠点事業等の事業を推進するとともに、老朽化による保育所改築整備に併せ、増改築等を中心とした施設整備の支援を行う。

母子家庭等への支援については、経済的自立と生活意欲の向上のため、母子寡婦福祉資金貸付事業及びひとり親家庭等医療費助成事業を実施するほか、母子家庭・寡婦及び父子家庭の親や子の一時的な傷病時等に介護人を派遣する介護人派遣事業等を行う。

母子保健分野においては、安全で快適な妊娠・出産や不妊に対する支援をするための各種施策や思春期保健対策のほか、小児医療対策を実施していく。

2 児童福祉の相談機関

(1) 児童相談所（地域県民局地域健康福祉部 こども相談総室・福祉こども総室）

児童相談所は、青森市、弘前市、八戸市、五所川原市、むつ市、七戸町にそれぞれ設置されており、児童に関する各般の問題について、家庭、学校などからの相談に応じ、必要な調査のほか、医学的、心理学的、教育学的及び精神衛生上の判定並びに一時保護による行動観察等を行い、それぞれの診断に基づいた援助活動を行っている。

特に、近年、児童虐待に関する相談件数が増加の一途をたどっており、本県においては、児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応を図るため、様々な児童虐待防止対策事業を実施するとともに、児童相談所の支所の設置や児童福祉司、児童心理司等の職員の大幅な増員、児童相談所各支所の児童相談所への格上げにより、相談支援体制の強化を図ってきた。さらに、平成20年度から、地域健康福祉部内の組織統合を行い、3か所が地方福祉事務所を統合し、福祉こども総室となった。

第5-1-1 児童相談所相談件数

(単位：件)

年度	相談種別	養護相談	保健相談	肢体不自由児相談	視聴覚・言語障害	重症心身障害相談	知的障害相談	自閉症相談	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	しつけ相談	その他の相談	計
18年度		780	6	172	493	366	2,042	21	120	87	293	109	92	29	199	4,809
19年度		941	3	87	497	113	1,554	41	114	83	306	88	54	17	156	4,054
20年度		968	5	147	407	117	1,650	44	97	75	283	74	90	9	174	4,140
21年度		1,073	5	154	338	260	1,731	25	106	83	281	53	58	25	225	4,417
22年度		1,130	6	105	280	15	1,451	38	98	94	286	75	59	27	337	4,001

※ 相談内容が2欄以上に該当するものは、主な相談のみに計上

資料：こどもみらい課

第5-1-2表

(単位：件)

年度	相談種別	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否	計
H18		134	13	46	139	332
H19		158	13	75	168	414
H20		159	10	118	158	445
H21		137	14	181	143	475
H22		245	17	257	173	692

資料：こどもみらい課

(2) 福祉事務所及び家庭児童相談室

① 福祉事務所（地域健康福祉部福祉相談総室・福祉こども総室）

福祉事務所は、児童福祉関係の業務として管内の実情を把握するとともに、相談に応じ、必要な調査、指導を行っている。

第5-1-3表 福祉事務所調査相談処理件数

(単位：件)

年度	処理別	指社会福祉主事又導のは	施設入所措置			又措置は権者通に報告の	通送児童致相談又所への	調委児童相談の完了の	あ他のせん紹介に	そ相談の助他言	計
			助産施設	施母子生活支援	保 育 所						
18年度		1	5	11		0	25	2	38	1,323	1,405
19年度		0	9	9		1	17	9	259	2,456	2,760
20年度		0	12	8		0	21	1	4	580	626
21年度		0	16	4		8	8	0	8	474	518
22年度		0	11	6		0	13	4	7	2,730	2,771

※ 平成10年度から保育所が措置から利用方式に改められたため計上せず。

資料：こどもみらい課

② 家庭児童相談室

福祉事務所に家庭相談員を置き、家庭における児童養育に関する相談及び児童に係る家庭の人間関係に関する相談に応じ、助言を与えるほか、社会福祉主事を配置し、家庭訪問等により、相談、指導を行い、児童の福祉向上を図っており、青森市、弘前市、八戸市、黒石市、十和田市、三沢市の6市の福祉事務所に設置されている。

3 要保護児童の福祉対策

(1) 保育に欠ける児童の福祉

① 保育所

保育所は、日々保護者の委託を受けて、保育に欠ける乳児又は幼児を保育することを目的としたもので、平成23年4月1日現在の施設数は469か所、定員31,571人、入所児童数31,557人であり、定員充足率100.0%、普及率（就学前児童数に占める保育所の定員）は51.6%となっている。

第5-1-4表 保育所設置状況

(各年度4月1日現在)

区 分	18 年 度	19 年 度	20 年 度	21 年 度	22 年 度	23 年 度
保育所数（か所）	487	479	475	471	469	469
定員（人）	33,123	32,741	32,516	32,071	31,671	31,571
入所児童数（人）	32,752	32,386	32,011	31,431	31,481	31,557

資料：こどもみらい課

第5-1-5表 保育所市群別、公私別、入所状況

(平成23年4月1日現在)

市郡別	施設数（か所）			定員 （人）	入所児童数 （人）	充足率
	公営	私営	合計			
青 森 市		87	87	5,680	6,302	111.0%
弘 前 市	5	60	65	4,438	4,553	102.6%
八 戸 市	2	69	71	4,978	4,972	99.9%
黒 石 市		15	15	1,160	1,033	89.1%
五 所 川 原 市	1	20	21	1,445	1,355	93.8%
十 和 田 市		22	22	1,515	1,565	103.3%
三 沢 市	1	16	17	1,055	1,085	102.8%
む つ 市	4	11	15	1,120	1,057	94.4%
つ が る 市	4	11	15	945	974	103.1%
平 川 市		13	13	1,020	978	95.9%
市 計	17	324	341	23,356	23,874	102.2%
東 津 軽 郡 計		12	12	560	485	86.6%
西 津 軽 郡 計	1	13	14	585	506	86.5%
中 津 軽 郡 計		1	1	30	47	156.7%
南 津 軽 郡 計		14	14	965	988	102.4%
北 津 軽 郡 計	3	14	17	1,205	1,001	83.1%
上 北 郡 計	6	40	46	3,015	2,903	96.3%
下 北 郡 計	4	1	5	360	339	94.2%
三 戸 郡 計	5	14	19	1,495	1,414	94.6%
群 計	19	109	128	8,215	7,683	93.5%
県 計	36	433	469	31,571	31,557	100.0%

資料：こどもみらい課

② へき地保育所

へき地保育所は、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、開拓地等のへき地における保育を要する児童に対し、必要な保護を行うことを目的としている。（平成17年度から、次世代育成支援ソフト交付金として実施。）

③ 保育対策等促進事業等

仕事等の社会活動と子育て等の家庭生活との両立を容易にするとともに子育ての負担感を緩和し、安心して子育てができるような環境整備を総合的に推進するため、休日保育、病児・病後児保育、延長保育等を行う。

ア 延長保育促進事業

保護者の就労形態の多様化等に伴い生ずる保育需要に対応するため、11時間の開所時間の前後の時間において概ね30分以上保育所の開所時間を延長して保育を行う。

第5-1-6表 延長保育促進事業実施状況

事業名	区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
延長保育促進事業	市町村数	28	28	31	31	29
	か所数	335	346	375	393	386

資料：こどもみらい課

イ 一時預かり事業

専業主婦家庭等の育児疲れの解消、保護者の疾病や災害等のより一時的な保育需要に対応するための保育サービスを行う。

第5-1-7表 一時預かり事業実施状況

年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
市町村数	23	25	25	24	24
か所数	136	154	172	136	157

資料：こどもみらい課

ウ 特定保育事業

パートタイム勤務や育児短時間勤務等、保護者の就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するために、一定程度継続的に保育サービスを行う。

第5-1-8表 特定保育事業実施状況

年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
市町村数	2	2	2	2	2
か所数	2	2	2	2	2

資料：こどもみらい課

エ 地域子育て支援拠点事業

地域の乳児又は幼児及びその保護者が相互に交流する場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うことにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育てへの不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進する。

第5-1-9表 地域子育て支援拠点事業実施状況

年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
市町村数	29	29	29	29	29
か所数	97	103	103	101	91

資料：こどもみらい課

オ 保育環境改善等事業

保育に欠ける中度の心身障害児の保育を推進するため、障害児保育を行うために必要となる設備整備等に助成する。

第5-1-10表 保育環境改善事業実施状況

年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
市町村数	2	0	0	0	0
か所数	2	0	0	0	0

資料：こどもみらい課

カ 休日保育事業

日曜・祝日等の保護者の勤務等により児童が保育に欠けている場合の保育需要に対応するため、日曜・祝日等においても保育所を開所する保育サービスを行う。

第5-1-11表 休日保育事業実施状況

区 分	年 度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
休日保育事業	市町村数（か所）	15	15	16	16	16
	か所数（か所）	63	73	78	83	86

資料：こどもみらい課

キ 病児・病後児保育事業

子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合の保育需要に対応するため、病院・保育所等において、病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応等を行う。

第5-1-12表 病児・病後児保育事業実施状況

年 度	19年度	20年度	21年度	22年度
市町村数（か所）	5	5	5	6
か所数（か所）	7	7	8	9

資料：こどもみらい課

(2) 養護に欠ける児童の福祉

児童相談所における平成22年度の養護相談処理件数は1,123件となっており、そのうち109名は児童養護施設及び乳児院に入所、6名は里子として里親委託されている。

① 児童養護施設

児童養護施設は県内に6か所あり、入所定員は403名となっている。

② 里親

里親認定については、青森県社会福祉審議会で審議しており、平成22年度20名が新規に里親として認定・登録された。また、認定・登録辞退が2名あった。

平成21年度から、里親は、養育里親（短期里親を含む。養育里親の中で専門里親を区分）、養子縁組里親（養子縁組によって養親となることを希望する里親）、親族里親（三親等内の親族がその子どもに限ってなる里親）の3つの種類となっている。

第5-1-13表 里親委託の状況

年 度		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
里親	認定・登録里親（世帯）	124	122	125	98	108
	委託里親（世帯）	37	36	38	41	42
	委託率（%）	29.8	29.5	30.4	41.8	38.9
委託児童（人）		46	47	51	54	52

※平成22年度再掲 専門里親18人(委託児童4人)、親族里親5世帯(委託児童7人)

資料：こどもみらい課

③ 乳児院

乳児院は県内に3か所あり、入所定員は44名となっている。

④ 母子生活支援施設

母子生活支援施設は県内に3か所あり、入所定員は63世帯となっている。

(3) 非行児童の保護

児童相談所における平成22年度受付件数は、ぐ犯行為等相談98件、触法行為相談94件となっており、このうち児童自立支援施設に入所したものは15名となっている。

4 児童の健全育成

(1) 青森県次世代育成支援行動計画「わくわくあおもり子育てプラン」

県民の一人ひとりが安心と幸せを実感し、希望と喜びを持って子育てができるように、地域での支え合いを大切にしていくことを計画の基本理念とし、社会全体で次代を担う子どもが健やかに生まれ育つことを総合的に支援するため、次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援行動計画を平成17年2月に策定した。

平成17年度から平成21年度を前期計画期間とし、平成21年度中に見直しを行い、平成22年度から平成26年度を計画期間とする後期計画を策定し、各種施策の推進を図っている。

(2) 次世代育成支援の推進

近年、出生率の低下をはじめ、核家族化、都市化の進展、女性の社会参加の増大等、子どもを取り巻く環境の急激な変化により、家庭や地域の養育機能が低下しており、子育てに関して様々な問題を抱える家庭が増加してきている。

また、子ども自身にとっても、遊び場や遊び仲間が減少してきており、その健やかな成長を損ねることが懸念されている。

このようなことから、地域ぐるみで子育てを支援し、将来の社会の担い手である子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりを進めるため、次の事業を実施している。

青森県次世代育成支援行動計画「わくわくあおもり子育てプラン」の推進

次世代育成支援対策の推進を集中的、効果的に取り組むため、次のとおり実施している。

- ・青森県次世代育成支援対策地域協議会の開催
- ・青森県次世代育成支援対策庁内推進会議の開催
- ・青森県次世代育成支援行動計画「わくわくあおもり子育てプラン」平成22年度報告書の作成と公表

(3) 子どもを守る地域ネットワーク強化支援事業（平成22年度～23年度）

子どもを守る地域ネットワーク（市町村要保護児童対策地域協議会）を、より実効性のあるものにするために、平成22年度は次の事業を実施している。

① 子どもを守る地域ネットワーク強化プロジェクト

東青地区、西北地区、上北地区の子どもを守る地域ネットワーク（市町村要保護児童対策地域協議会）の構成員を対象に、ワークショップを実施した。

② 児童相談所からのバックアップ力強化事業

外部講師による、児童相談所職員及び市町村職員対象のバックアップ力向上研修を行った。

③ 市町村職員の専門性向上事業

県内講師により、市町村職員を対象に児童家庭相談について十分な知識等を身につけるために研修を行った。

(4) 子ども虐待防止対策事業

都市化の進行や核家族化により、家庭が地域や親戚等から孤立しがちな状況にあり、子どもに対する虐待の相談が増えている。

子どもへの虐待は、子どもの健やかな発育、発達を損ない、心身に深刻な影響を及ぼすことから、早期に発見できるネットワークの構築を図るとともに、気軽に相談できる体制をつくり、虐待の防止を図るため、子ども虐待要保護児童対策研修会等各種事業を実施している。

(5) 地域組織活動の育成助長等

① 母親クラブ

母親クラブは、子どもの健全育成を図るための母親世代の奉仕、研修、協力組織であり、最近、幼児期の養育方法、非行少年の問題、児童の事故防止、社会環境の浄化等についての活動を重点に活発な組織活動を行っている。

第5-1-14表 母親クラブ組織結成状況

(各年度4月1日現在)

年 度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
ク ラ ブ 数 (国庫補助対象)	153	140	135	113	119
会 員 数 (人)	9,272	8,689	8,091	6,733	7,087

資料：こどもみらい課

② 放課後児童健全育成事業

共働き等により昼間保護者がいない家庭の小学校低学年児童等の育成指導に資するため、遊びを主とする健全育成活動を行う放課後児童クラブを設置し、児童の健全育成を図るものである。

平成19年度からは放課後子どもプランとして、放課後子ども教室と一体的あるいは連携して実施している。

第5-1-15表 放課後児童健全育成事業の実施状況

(各年度4月1日現在)

年 度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
実 施 市 町 村 数	28	28	27	29	30
ク ラ ブ 数 (国庫補助対象)	213	213	215	222	250

資料：こどもみらい課

③ 主任児童委員

近年の出生率の低下等に伴い、「健やかに子どもを生み育てる環境づくり」が社会全体の課題となっているなかで、関係機関との連絡調整を図りながら、主として児童の健全育成や子育て家庭に対する支援を図るため、従来の民生委員・児童委員に加えて、平成6年1月1日から新たに主任児童委員を設置した。

本県の主任児童委員の定数は229名で、現在227名（平成23年12月1日現在、青森市を除く。）配置されており、厚生労働大臣が委嘱している。

(6) 青森県子ども家庭支援センター

青森県子ども家庭支援センターは、子どもと家庭に関する総合的な相談・支援を行うとともに、関係機関・団体とのネットワークを構築するための拠点施設として青森県男女共同参画センターとの複合施設（アピオあおもり）として、平成13年6月に開館した。

平成18年4月からは指定管理者制度を導入している。

主な事業は次のとおりである。

- ① 情報提供（情報システムの運営、子育て啓発情報誌「あのね」の発行）
- ② 活動支援（地域子育て支援拠点関係者研修、子育て団体活動支援事業、手作りおもちゃ講習会）
- ③ 総合相談（電話・面接相談事業）
- ④ 学習・体験（親子すくすくスキンシップ事業の実施、アピオあおもりプレイルーム・児童図書室の運営）
- ⑤ 普及啓発（子育て広場の開催）
- ⑥ 調査・研究（子育てサークル活動調査等）
- ⑦ その他

「あおもり子育て応援わくわく店事業」（店舗等の協力を得て子育て家庭に対し、割引等のサービス）事務局業務

第5-1-16表 総合相談件数

(単位：件)

区 分		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
一 般 相 談	電 話 相 談	509	363	259	234	264
	養 護	20	3	6	2	3
	保 健	61	34	24	11	28
	心 身 障 害	9	5	2	1	1
	非 行	0	0	0	0	0
	育 成	259	168	124	81	86
	一 般 (大 人)	15	141	94	103	70
	そ の 他	145	12	9	36	76
面 接 相 談	11	4	4	8	16	
計	520	367	263	242	280	

資料：こどもみらい課

(7) 子ども手当

次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを応援するという趣旨のもと、平成22年4月1日に「平成22年度の子ども手当の支給に関する法律」が施行され、平成22年4月分から、0歳から中学校修了前の子どもを養育する父母等に、子どもひとりにつき月額13,000円の子ども手当が支給されることとなった。

平成23年10月から（平成24年3月分まで）は、手当額が3歳以上小学校修了前の第3子以降と0歳から3歳未満の子どもは15,000円、中学生と3歳以上小学校修了前の第1子・第2子は10,000円に改定されたほか、施設入所等子どもに係る子ども手当の支給等、制度の改正がされた。

第5-1-17表 平成22年度子ども手当支給状況

区 分	受給者数(人)	児童数(人)	支給総額(千円)	備考
0歳から3歳未満				H22年4月分～ (22年度は10ヶ月分 支給)
被用者	15,644	17,373	2,258,516	
非被用者	6,617	7,414	963,781	
3歳以上小学校修了前				
被用者	46,223	63,822	8,296,873	
非被用者	21,532	29,930	3,890,926	
中 学 生	32,299	35,479	4,612,205	
計	122,315	154,018	20,022,301	

(参考)平成21年度児童手当・特例給付・小学校修了前特例給付支給状況

区 分	受給者数(人)	児童数(人)	支給総額(千円)	備考
被用者	15,050	16,361	2,008,210	児童手当はH22年3 月まで
非被用者	6,742	7,355	911,230	
特例給付	226	241	30,120	
被用者小学校修了前特例給付	43,063	62,563	4,126,955	
非被用者小学校修了前特例給付	22,308	32,293	2,158,025	
計	87,389	118,813	9,234,540	

資料：こどもみらい課

5 母子家庭等の児童の福祉

(1) 児童扶養手当制度

父と生計を同じくしていない児童が養育される家庭の生活の安定と自立の促進のため、昭和37年に児童扶養手当法が施行され、母又は養育者に当該児童に係る手当を支給することにより児童の福祉の増進を図っている。

平成22年8月1日からは父子家庭の父にも児童扶養手当が支給されることになった。

なお、平成14年8月に市部の支給事務を各市に委譲している。

第5-1-18表 児童扶養手当の受給状況

年 度		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
認定請求書受付	受 付 件 数	434	398	382	395	958	
	認 定 件 数	437	388	379	386	936	
	未 処 理 件 数	3	10	1	9	8	
	却 下 件 数	3	3	2	0	14	
総 支 給 額		1,460,816,980円	1,466,023,420円	1,486,233,540円	1,503,061,410円	1,594,717,540円	
受給世帯 該当事由	受給者総数		3,110人	3,179人	3,133人	3,115人	3,620人
	母子世帯	生別母子世帯	2,727	2,774	2,727	2,709	2,707
		死別母子世帯	40	41	38	39	41
		遺棄世帯	8	9	8	10	9
		未婚の母子世帯	231	249	257	254	281
		障害者世帯	18	19	15	13	13
	父子世帯	生別父子世帯	0	0	0	0	426
		死別父子世帯	0	0	0	0	43
		遺棄世帯	0	0	0	0	2
		未婚の父子世帯	0	0	0	0	4
		障害者世帯	0	0	0	0	3
その他の世帯		86	87	88	90	91	
受給対象児童数		4,649	4,755	4,647	4,586	5,367	

資料：こどもみらい課

(2) 特別児童扶養手当制度

精神又は身体に障害を有している 20 歳未満の児童を抱えている父母の精神的経済的な負担を軽減するために、昭和 39 年に重度精神薄弱児童手当制定、その後昭和 41 年に身体重度の障害を有する児童を対象に含めた特別児童扶養手当等の支給に関する法律が施行され、これらの家庭に手当を支給することにより児童の福祉の増進を図っている。

第5-1-19表 特別児童扶養手当の受給状況

年 度		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
認定請求書受付状況	受 付 件 数	306	344	354	318	420	
	認 定 件 数	297	346	343	294	394	
	未 処 理 件 数	8	2	2	15	24	
	却 下 件 数	6	4	9	9	2	
総 支 給 額		1,154,049,650円	1,193,126,600円	1,219,341,350円	1,240,928,850円	1,262,050,700円	
手当支給状況	受給者総数		2,228人	2,313人	2,399人	2,440人	2,562人
	対象児童数		2,292人	2,381人	2,459人	2,513人	2,645人
	内	外 部 障 害	572	556	545	533	533
		知 的 障 害	1,348	1,362	1,404	1,452	1,485
		その他の精神障害	78	135	166	194	273
	訳	内 部 障 害	280	304	316	304	323
		合 併 障 害	14	24	28	30	31

資料：こどもみらい課

(3) 遺児等援護対策事業

交通及び海難事故、労働災害など各種の災害あるいは遺棄、生死不明などによって両親又はそのいずれかを失った遺児家庭等に対し、これらの児童の健全な育成を願うため、昭和 48 年度から入学祝金や卒業祝金を支給している。

(4) ひとり親家庭等医療費助成事業

ひとり親家庭等の児童及びその父又は母の健康保持と福祉の増進を図るため、満 18 歳に到達した年度末までの児童及びその児童を養育する父又は母を対象に医療費を助成している。

6 母子保健対策

母子保健対策は、昭和40年の母子保健法制定以来、逐年、整備充実が図られ、医学のめざましい進歩とともに母子保健の水準は著しく向上した。しかしながら、近年、母性及び乳幼児をとりまく社会環境は出生率の低下、人口の高齢化、核家族化の進行など大きく変化してきており、母子保健に求められる役割も多様化している。このような状況において、安全な妊娠・出産と健康な児の出生及び児童の健康な育成を図るため、市町村や医療機関等との密接な連携の下、各種の母子保健対策を実施している。

(1) 母子保健対策の現状

① 乳児死亡

本県における乳児死亡は、昭和43年当時、出生1,000人に対して23.3人であったことから、以後「健康な子を生む運動」を展開した結果、昭和53年には半減したものの、平成11年以降再び全国平均を上回っていた。平成16年10月に「総合周産期母子医療センター」を整備する等、周産期医療体制の強化により、平成16年以降、改善傾向にある。

第5-1-20表 乳児死亡数及び死亡率

死亡率（出生千対）

区 分	青 森 県						全 国					
	乳 児		新 生 児		周 産 期		乳 児		新 生 児		周 産 期	
	死亡数	死亡率										
平成18年	32	3.0	22	2.1	68	6.4	2,864	2.6	1,444	1.3	5,100	4.7
平成19年	26	2.6	17	1.7	55	5.4	2,828	2.6	1,434	1.3	4,906	4.5
平成20年	21	2.1	11	1.1	45	4.4	2,798	2.6	1,331	1.2	4,720	4.3
平成21年	33	3.5	17	1.8	46	4.8	2,556	2.4	1,254	1.2	4,519	4.2
平成22年	21	2.2	12	1.2	39	4.0	2,450	2.3	1,167	1.1	4,515	4.2

※ 周産期死亡とは、妊娠満22週以後の死産と生後1週未満の早期新生児死亡を合わせたものをいう。

※ 人口動態統計による。

資料：こどもみらい課

② 妊産婦、乳幼児の健康診査

妊娠中に定期的な健康診査を受診することは、安全な分娩と健康な子の出生の基礎的条件であり、また、乳幼児については、異常を早期に発見し早期に適切な措置を講ずることが児童の健康な成長にとって重要であることから、妊産婦及び乳幼児に対し健康診査を実施しており、平成9年度から市町村が実施主体となっている。

また、国の平成20年度第2次補正予算により、市町村が実施する妊婦健康診査の公費負担回数を14回に拡充することとし、平成21年4月1日からは、全市町村14回の公費負担を実施している。

ア 医療機関委託

第5-1-21表 妊婦健康診査委託件数

区 分	妊娠届出数	委託診査延件数
平成18年度	10,336	21,017
平成19年度	10,333	24,940
平成20年度	9,720	59,138
平成21年度	10,100	116,544
平成22年度	9,615	118,314

資料：こどもみらい課

第5-1-22表 乳児健康診査委託件数

区 分	出生数	委託診査延件数	精密健康診査数実人員
平成18年度	10,556	16,406	439
平成19年度	10,162	17,065	443
平成20年度	10,187	16,344	568
平成21年度	9,523	15,732	449
平成22年度	9,711	16,189	462

※ 出生数は暦年

資料：こどもみらい課

イ 市町村実施

第5-1-23表 乳幼児健康診査受診者数

区 分	受診延人数
平成18年度	10,511
平成19年度	9,817
平成20年度	10,854
平成21年度	8,924
平成22年度	8,738

資料：こどもみらい課

第5-1-24表 1歳6ヶ月児健康診査受診者数

区 分	対象者数 (A)	受診者数 (B)	受診率(B)/(A) (%)	精密検診受診者数
平成18年度	10,609	10,027	94.5	120
平成19年度	10,544	10,063	95.4	156
平成20年度	10,323	9,917	96.1	170
平成21年度	10,295	9,871	95.9	161
平成22年度	9,653	9,204	95.3	186

資料：こどもみらい課

第5-1-25表 3歳児健康診査受診者数

区 分	対象者数 (A)	受診者数 (B)	受診率(B)/(A) (%)	精密検診受診者数
平成18年度	11,833	11,142	94.2	3,592
平成19年度	11,400	10,651	93.4	3,101
平成20年度	10,655	10,091	94.7	3,111
平成21年度	10,543	9,953	94.4	2,783
平成22年度	10,248	9,779	95.4	2,741

資料：こどもみらい課

③ 訪問指導

妊産婦及び新生児・未熟児の保健指導の徹底を図るため、助産師及び保健師等による訪問指導を実施している。なお、新生児及び妊産婦に対する訪問指導は、平成9年度から市町村が実施主体となっている。

第5-1-26表 妊産婦・新生児訪問指導人員

区 分	新 生 児		妊 産 婦	
	訪 問 件 数		訪 問 件 数	
	実 人 員	延 人 員	実 人 員	延 人 員
平 成 18 年 度	3,271	3,535	8,354	9,317
平 成 19 年 度	3,299	3,569	8,152	8,966
平 成 20 年 度	3,874	4,158	9,066	10,043
平 成 21 年 度	3,390	3,726	8,442	9,505
平 成 22 年 度	3,374	3,612	8,583	9,475

資料：こどもみらい課

第5-1-27表 低出生体重児訪問指導人員

区 分	低体重児出生数 (A)	訪 問 件 数		訪 問 指 導 率 (B) / (A) (%)
		実 人 員 (B)	延 件 数	
平 成 18 年 度	948	927	1,177	97.8
平 成 19 年 度	976	849	1,007	86.9
平 成 20 年 度	963	795	969	82.6
平 成 21 年 度	879	748	902	85.1
平 成 22 年 度	922	687	786	74.5

※ 出生数は暦年

資料：こどもみらい課

④ 未熟児養育医療

未熟児は正常な新生児にくらべ生理的に種々の欠陥があり、疾病にもかかりやすく、その死亡率もきわめて高い。また、心身障害への移行も多く生後速やかに適切な処理が必要とされることから、指定医療機関に入院し、医療を受けることを必要とする未熟児に対して医療の給付を行っている。

⑤ 先天性代謝異常等検査

先天性代謝異常については、新生児の体内で先天的な酵素障害等により特定の酵素の代謝が正常に行われず、知的障害等の症状をきたすことから、早期発見、治療が必要である。

このため、昭和53年7月から先天性代謝異常検査を実施している。また、昭和55年度から先天性甲状腺機能低下症（クレチン症）検査、平成元年度から先天性副腎過形成症検査を新生児期にそれぞれ実施している。

⑥ 小児慢性特定疾患治療研究事業

悪性新生物等小児の慢性特定疾患の治療はきわめて困難、かつ長期にわたることから、児童の健全な育成に支障をきたすことになる。このため、これらの疾病に関する治療研究を推進し、併せて患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、小児慢性特定疾患治療研究事業を実施している。

⑦ 身体障害児の療育相談と医療給付

各地域県民局地域健康福祉部保健総室において整形外科等の専門医による定期的な療育相談と巡回相談を行い、慢性疾患や身体障害等、長期に療養を要する児童に対して適切な指導を行っている。

また、身体障害児で比較的短期間の治療により、その機能の回復が期待できるものについては、自立支援医療（育成医療給付）を行い、早期治療によって障害の除去及び軽減に努めている。

第5-1-28表 療育相談実施状況・医療相談(被指導延人員)

区 分	総 数	要 治 療			治 療 不 能	治 療 不 要
		肢 体 不 自 由 児 施 設 入 所	育 成 医 療	そ の 他		
平 成 18 年 度	446	0	0	44	0	402
平 成 19 年 度	374	0	0	45	0	329
平 成 20 年 度	350	0	0	41	2	307
平 成 21 年 度	270	0	0	36	0	234
平 成 22 年 度	236	0	0	31	2	203

資料：こどもみらい課

⑧ 乳幼児はつらつ育成事業

乳幼児に対し、速やかな診察、治療の機会を与えること等を目的に、市町村が実施する乳幼児医療費給付事業に対し、補助を行っている。

- ア 対象年齢 0歳児～小学校未就学児童
 - イ 所得制限 定額（平成10年7月時点における児童扶養手当の支給に係る所得制限（一部支給）に準拠）
 - ウ 一部負担 入院一日当たり500円（4歳～小学校未就学児童）
通院一月当たり1,500円（同上）
 - エ 補助率 2分の1
- ※平成20年10月診療分から通院の対象年齢を3歳までから小学校未就学まで拡充した。

⑨ 女性健康支援事業

女性は、妊娠、出産等固有の機能を有するだけでなく、女性特有の身体的特徴を有することにより、さまざまな支障や心身にわたる悩みを抱えていることから、思春期から更年期に至る女性を対象として、各地域県民局健康福祉部保健総室で女性健康相談を月1回実施している。

⑩ 不妊専門相談センター事業

不妊に悩む男女に不妊治療等の正しい情報や最新の治療方法を紹介し、安全な妊娠、出産を支援するため、専門機関による不妊治療等の相談窓口を平成14年6月に開設した。

なお、平成21年4月からは、従来の面接相談に加え、メール相談を随時実施している。

- ア 対象者 不妊に悩む夫婦等
- イ 開設場所 弘前大学医学部附属病院
- ウ 開設回数 年40日
- エ 相談件数 28件（平成22年度）（面接相談 13件 メール相談 15件）

⑪ 特定不妊治療費助成事業

特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、平成17年度から青森県特定不妊治療費助成事業を実施している。1組の夫婦について1回の治療につき15万円（平成21年より10万円から15万円に引き上げ）までとし、1年度当たり2回を限度に、通算5年間助成する。

⑫ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や親子の心身の状